

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

只見町長 渡部 勇夫

|                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 只見町<br>(07367)     |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 坂田地区<br>(坂田集落)     |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和6年7月11日<br>(第2回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

坂田地区は、昭和44年に仲村地区、45年に仲田地区、59年に原、大坪、打杭、向平、夏渡戸地区においてほ場整備実施済みで、地区内の担い手への集積、集約化が進んでいるが、農業施設の老朽化、高齢化や後継者不足により農業を下支えする地域の労働力の低下により、今後ますます担い手の負担が大きくなる事が懸念される。

離農による耕作放棄地も増加していることから、坂田地区として今後も守るべき農地の見極めが必要となっている。

サル、クマ等の鳥獣による農作物被害も拡大しており、維持・管理労力が低下する中での対策も大きな課題となっている。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

担い手による水稲については、区画の拡大や用排水路の改良等、可能な限り耕作条件の改善を行い、中心担い手に集積、集約化し団地化を図る。

集落営農組織を立ち上げ、景観作物等の作付などにより耕作放棄地の拡大を防ぎ、10年後も地区を支える世代が農業を続けられる環境を構築していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

|                                  |         |
|----------------------------------|---------|
| 区域内の農用地等面積                       | 53.1 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 53.1 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha      |

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農地及びその周辺の農地を、農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。保全・管理等が行われる区域については、具体的な取組が計画された場合に設定していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|   |
|---|
| (1)農用地の集積、集約化の方針  |
| 作業受託の耕作農地は、農地中間管理機構を通して、担い手に集積・集約化する。<br>非農家、離農した農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸付る。  |
| (2)農地中間管理機構の活用方針  |
| 将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として農地を農地中間管理機構に貸付ていく。<br>担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付替えを進めることができるよう、農地中間管理機構を通じて担い手への貸付けを進めていく。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針   |
| 担い手による、農業の生産効率の向上を図るため、農業用排水路の改良、農地の区画拡大など、担い手と協議しながら必要に応じて実施し、将来の大規模な基盤整備については要望していく。  |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針  |
| 保全会、土地改良区、県、町、農業委員会、JA等関係機関との相互の連携を強化し、後継者及び新規就農者の確保・育成に努める。  |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針   |
| 必要に応じて、今後検討していく。  |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|   |   |  |                                   |                               |
|---|---|--|-----------------------------------|-------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料        | <input type="checkbox"/> ③スマート農業           | <input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等            | <input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等   | <input type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ①サル、クマ等の鳥獣の農作物への被害を防止するため、町、猟友会と連携を密にし、緩衝帯整備や電気柵設置など被害防止対策を推進する。
- ⑦集落営農組織を立ち上げ、地区内の耕作放棄地を中心に蕎麦の作付を行い、農地の荒廃を防止する。
- ⑧老朽化が進んでいる坂田地区のライスセンターについて、地区内担い手を中心に改修を検討する。